別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第一項、第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の二十七
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法	第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	第八十一条の二第二項、第八十一条の三第二項、第八十三条の六第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）、第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）及び第百条の十九第二項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
船員法	第五十八条の二、第六十七条第一項及び第百条の二十七
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
船員法	第百条の十九第二項
（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
船員法	第百条の十九第二項
（略）	（略）